

はじめに

◎第18期267回隠岐海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

出席委員（敬称略）：葛西、池田、扇谷、屋田、中山、佐々木、小中、安部、濱田

欠席委員（ ）：影原

開催日時：平成19年2月21日（水） AM10：30～12：00

開催場所：隠岐郡西ノ島町大字別府 島前集合庁舎 1F会議室

議題

1. 隠岐の島町油井沖合の定置漁業権の漁場計画原案樹立について（協議）

隠岐の島町油井沖合の新規定置網漁業に係る漁場計画策定について、漁業協同組合JFしまね西郷支所運営委員長より要望があり、県から定置漁業権の漁場計画の原案が示されました。原案の内容は以下のとおりです。

1. 漁業権名称
定第53号
2. 漁場計画内容
 - ①漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 定置漁業
漁業の名称 ぶり、雑魚定置漁業
漁業時期 1月1日から12月31日
 - ② 漁場の位置
隠岐郡隠岐の島町都万南方地先
 - ③ 地元地区
隠岐郡隠岐の島町都万
3. 更新、変更、転用、新設の別
新 設

《審議の結果》 この原案に対して、異議ない旨回答をすることになりました。

今後のスケジュール

今後関係機関との協議を行った上で、次回の海区で正式な漁場計画が樹立される予定です。
関係機関協議→漁場計画の決定に係る諮問→公聴会での利害関係人等の意見聴取→答申→決定公示→免許申請→適格性審査→優先順位審査→免許申請に係る諮問→答申→免許、公示となっています。

2. マアジ対馬暖流系群資源回復計画について（報告）

マアジ対馬暖流系群資源回復計画について、県庁水産課より報告がありました。本県の漁業者が参画している資源回復計画は、ズワイガニ、ベニズワイガニ、アカガレイで策定されていますが、まき網漁業者が参画する資源回復計画は、これが初めてです。

委員からは、資源回復計画には協力していく必要があるとの認識はあるものの、いろいろな魚種を獲るまき網に徹底していくのは難しいのでは、といった意見が出されるなど活発な議論がなされました。

計画の概要は以下のとおりです。

- ・対象海域が広範囲であることから、統一的な取り組みは不可能であるため、海域（まき網団体）ごとにそれぞれで取り組む内容を計画に盛り込む。
- ・休漁については、統一した休漁を設定できる可能性は低いので、地域事情に適合した取り組みを実施。
- ・減船、改良漁具の導入は、必要に応じて検討する。
- ・まき網漁業の経営状況が厳しい中で、親魚の獲り控えは困難なため、当面は0歳魚の漁獲を削減することを

目標とする。

- ・資源の積極的培養措置は、アジが多獲性・回遊性浮漁資源であるため当面行わない。
- ・漁場環境の保全措置は、従来のを継続する。
- ・実施期間は、5年間。
- ・今後のスケジュールとしては、1月中に計画（案）を修正し、3月12日に開催される広域漁業調整委員会での計画の承認を得る予定。

3. ヨコワひき縄釣り漁業について（報告）

平成18年度のヨコワひき縄釣り漁業（「つけ漁業について」、「今期の状況について」、「県外船の隠岐海域での操業について」）について、事務局より報告がありました。概要は以下のとおりです。

① つけ漁業について

- ・島後ヨコワ釣り協議会に対し、つけ漁業許可（許可期間1年間）を発給した。9月以降、漬けを利用した操業はほとんど行われなかった。来年度はもっと沿岸に漬けを設置する予定。

② 今期の状況について

- ・太平洋での不漁を受けて、種苗の買い取り予定尾数が増加。
知夫（1万→3.5万）、西郷（1.5万→3.1万）、浦郷（5万、従来どおり）、合計11.6万尾
- ・10月に入ってから漁獲され始め、漁場形成は島前周辺海域や島後南方10マイル前後沖合であった。
- ・まとまって漁獲されることが少なく、予定尾数を満たすまでの漁期が昨年より長くなった。

【隠岐海域におけるクロマグロ畜養用種苗の採捕状況】

	操業隻数	販売尾数	平均漁獲尾数
浦郷	42隻	42,731尾	1,009尾/隻
知夫	19隻（※）	15,047尾	792尾/隻
西郷	24隻	21,633尾	901尾/隻

（※）うち高知船9隻

③ 県外船の隠岐海域での操業について

- ・高知県のヨコワひき縄釣り漁業者が知夫のヨコワひき縄釣りグループの指揮下に入り、隠岐海域（島前周辺）で操業を行った。知夫地区から事前説明等がなかったことに対し、他地区から不満の声があったこと、島前では浦郷と漁場が競合しており、高知県の漁船が来ていることとの問い合わせが漁協へあったこと、来年度以降は関係支所と協議し、地元との調整を十分に図ること等の説明がありました。

4. 沿岸いか釣り漁業及び小型いか釣り漁業の操業に係る委員会指示の検討について

隠岐海区委員会指示第3号（沿岸いか釣り漁業及び小型いか釣り漁業の操業の制限）の検討について、事務局より説明がありました。

平成5年度に島根県漁業調整規則第7条が改正され、総トン数5トン以上30トン未満の動力漁船を使用するいか釣り漁業に許可が必要になったことに伴い、現在、隠岐海区漁業調整委員会指示第3号により、5トン以上の動力漁船は島前湾内でのシロイカ、ヤリイカ等の手釣、竿釣、機械釣ができなくなっております。このことに対し、規制緩和などの要望もあることから、今後関係漁業者等から聴き取りを行い、改正を含め検討していく予定です。

○次回の開催予定

開催時期－3月中旬 開催場所－隠岐郡西ノ島町 島前集合庁舎

おわりに

◎この度の全漁連の表彰で、長年に渡る水産業への貢献が認められ、浜田利長委員が、全国漁協運動功労者賞を受賞されました。敬意を表するとともに、今後のさらなるご活躍を祈念いたします。

◎今年度のズワイカニかご漁業の操業が終了しました。今年は昨年比べ、水揚げが好調だったようです。カニに続き、他の魚種の豊漁にも期待したいものです。

連絡先

隠岐支庁水産局内
隠岐海区漁業調整委員会事務局
Tel：08512-2-9669
Fax：08512-2-9674